

# 国立研究開発法人産業技術総合研究所共用施設等の利用に関する規程

制定 平成25年12月1日 25規程第60号

最終改正 平成27年3月9日 26規程第71号 一部改正

(趣旨)

**第1条** この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が保有する研究施設、研究設備及び研究装置であつて、その利用が研究所の研究成果の普及に資するものとして研究所が別に作成する国立研究開発法人産業技術総合研究所共用施設等利用約款（以下「共用施設等利用約款」という。）に掲げるもの（以下「共用施設等」という。）の研究所外の者の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規程において、「利用」とは、共用施設等を研究所内において、有償又は無償により、第3条第2項の通知を受けた者（以下「利用者」という。）が当該共用施設等の維持管理、データ等の取得及び試料等の処理等を行うこと（第5条第1項の役務提供、同条第2項の技術指導及び同条第3項の技術代行を受ける場合を含む。）をいう。

2 この規程において、「役職員等」とは、役員、職員、契約職員並びに研究所の業務を行う者であつて役員、職員及び契約職員以外の者をいう。

3 この規程において、「知的財産権」とは、国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程（13規程第26号。以下「職務発明取扱規程」という。）第2条に規定する権利、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権及び外国における前記の権利に相当する権利並びにその他の知的財産（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第1項の知的財産をいう。）に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

4 この規程において、「秘密情報」とは、研究所又は利用者が相手方に開示した技術情報及び自己の事業に係る技術情報以外の情報であつて、秘密である旨の表示がなされている書類又は電磁的記録（複製されたものを含む。）及び口頭で開示された情報のうち、開示に際し秘密である旨明示され、開示後30日以内に書面で開示者から開示内容を特定のうへ秘密である旨通知されたものをいう。ただし、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。

- 一 相手方からの知得時に既に公知の情報又は相手方から知得後に自己の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報
- 二 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- 三 相手方から情報を知得した時点で既に自己が保有していたことを書面により立証できる情報
- 四 相手方から知得した情報によらないで独自に創出したことが書面により立証できる情報
- 五 相手方から開示を受けた後、相手方が秘密である旨示した情報によらず、独自に創出した情報
- 六 相手方から書面により開示の承諾を得た情報

七 法令又は裁判所の命令により開示を義務付けられた情報

5 この規程において、「発明等」とは、職務発明取扱規程第2条第7項に規定するものをいう。

(利用の方法)

**第3条** 共用施設等の利用希望者は、あらかじめ研究所における当該共用施設等の管理責任者（以下「管理責任者」という。）の内諾を得た上で、共用施設等利用約款に定める共用施設等利用申込書を研究所に提出しなければならない。

2 研究所は、次の各号に掲げる要件が全て満たされていると認める場合には、共用施設等利用約款に定める共用施設等利用回答書（以下「回答書」という。）により利用を受け入れることを通知することにより研究所と利用者との間に共用施設等利用約款に基づく共用施設等の利用契約を成立させるものとする。

一 利用希望者が、共用施設等の利用を希望するものであること。

二 利用が、公共の福祉及び公益・国益の増進を損なうおそれがないこと。

三 利用が、研究所の研究業務に支障を来すおそれがないこと。

四 利用希望者が、第6条の利用料等を負担する能力を有していること。

五 利用希望者が、第7条の遵守事項に違反するおそれがないこと。

六 利用希望者が、第12条に定める弁償義務及び第13条に定める製造物責任等を負う能力を有していること。

七 前各号に定めるほか、共用施設等の利用が不相当と認められる特段の事由がないこと。

3 研究所は、前項各号に掲げる要件が満たされていることを認めるに当たり、第三者の意見を聞くことができる。

4 研究所は、第2項各号に掲げる要件のうちいずれかが満たされない場合には、回答書により受入れができないことを通知することとする。

(利用の受入れの取消し又は中止及び事実の公表)

**第4条** 研究所は、前条第2項各号に掲げる要件のいずれかが満たされない事態が生じ、又は第7条の遵守事項に違反した場合には、利用者に対し、前条第2項に規定する利用の受入れを取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

2 研究所は、前項の規定にかかわらず、研究所が管理上の必要があると認める場合には、利用者に対し、前条第2項に規定する利用の受入れを取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

3 研究所は、第1項の規定により利用の受入れを取り消し、又は利用の中止を命じた場合には、これらの事実を公表することができる。

4 共用施設等の利用契約は、第1項及び第2項の規定による利用受入れの取消し又は利用中止命令により、解除されるものとする。

(役務提供、技術指導及び技術代行)

**第5条** 研究所は、利用者が希望する場合には、利用者と管理責任者の協議の上、共用施設等の操作、運転等に関して、利用者に役務を提供することができる。

2 研究所は、利用者が希望する場合には、利用者と管理責任者の協議の上、共用施設等の操作、運

転方法、実験試料等の作製方法、実験データ等の解析方法等に関し、利用者に技術指導をすることができる。

3 研究所は、利用者が希望する場合には、利用者と管理責任者の協議の上、観察、分析、解析、加工、試料作製等に関し、技術代行を実施することができる。

4 利用者は、利用に際し研究所に登録された知的財産権の開示又は実施許諾を受ける必要がある場合には、研究所と別途、当該開示又は実施許諾に係る契約を締結するものとする。

(利用料等の納付)

**第6条** 利用者は、共用施設等利用約款により算定した利用料等を所定の期日までに納付しなければならない。

(遵守事項)

**第7条** 利用者が共用施設等を利用する場合には、この規程及び共用施設等利用約款に規定する事項を遵守しなければならない。

(秘密情報の取扱い等)

**第8条** 研究所及び利用者は、相手方が開示した秘密情報について、厳に秘密を保持するものとし、書面による相手の承諾なくして、第三者に漏洩しないものとする。

2 研究所及び利用者は、秘密情報の管理について、取扱責任者を定め厳重に管理する。

3 研究所及び利用者は、研究所の役職員等又は利用者の従業員であって、共用施設等の利用に携わる者に対してのみ、秘密情報を開示するものとし、開示に際し、秘密情報が秘密を保持すべき事項であることを明示するとともに、当該研究所の役職員等又は利用者の従業員は、研究所及び利用者が本規程及び共用施設等利用約款に基づき負うと同様の義務を負うものとする。

4 利用者は、研究所の開示した秘密情報による発明等又は研究所の開示した秘密情報を含む発明等を創製した場合には、直ちに研究所にその旨を通知するものとし、研究所及び利用者は当該発明等の取扱いについて協議することとする。

5 利用者が研究所に開示する秘密情報は、共用施設等の利用目的に照らし必要最小限の範囲に留めなければならない。

6 利用者は、盗聴、盗撮、リバースエンジニアリングその他の正当ではない手段を用いて、研究所又は他の利用者等の第三者の技術情報にアクセスする行為を行ってはならない。

(成果の帰属)

**第9条** 利用者が利用により得られた知的財産権は、原則として利用者に帰属するものとする。ただし、研究所から第5条第2項の技術指導若しくは同条第3項の技術代行を受けた場合又は当該知的財産権が共用施設等若しくは研究所が予め用意したその操作、運転等の方法に係るものである場合には、研究所及び利用者は協議することとする。

2 前項において、研究所と利用者の協議により、利用により得られた知的財産権の一部又は全部が研究所に帰属することとなった場合には、その取扱いについて別途契約により定めることとする。

3 第1項ただし書の規定にかかわらず、利用者が共用施設等を利用し、新たに有体物を作成した場合には、当該有体物に研究所の材料及び試料が用いられている場合を除き、当該有体物は利用者に

帰属するものとする。

- 4 利用者は、利用により第1項の協議の対象となる発明等を創製した場合には、研究所に報告するものとする。

(事故処理)

**第10条** 利用者は、共用施設等の利用中に事故、緊急事態等が発生した場合には、速やかに研究所に通報し、その指示に従わなければならない。

(免責)

**第11条** 研究所は、共用施設等の利用により又は利用に伴い発生した事故及び事件等に起因して利用者又は第三者に発生した損害について、一切の法的責任を負わず、損害賠償及び補償を行わない。ただし、研究所が意図的に当該事故及び事件等を惹き起こした場合には、この限りではない。

- 2 研究所は、共用施設等の故障、不具合及び瑕疵等により生じた利用者及び第三者の損害について、損害賠償責任を含む一切の法的な責任を負わない。

- 3 研究所は、第4条第1項及び第2項に定める利用の受入れの取消し又は利用中止命令に起因して又は関連して生じた利用者及び第三者の損害について、損害賠償責任を含む一切の法的な責任を負わない。

- 4 研究所は、利用者が持ち込んだ試料等の滅失又は毀損に対しては、研究所の故意又は重大な過失による場合を除き、損害賠償責任を含む一切の法的責任を負わないこととする。

- 5 利用者の利用行為、利用により創出した成果又は当該成果を用いた利用者の製造販売等の行為が、第三者の権利を侵害するとして請求がなされた場合には、利用者は自らの費用と責任により当該紛争を解決するものとし、研究所は損害賠償責任を含む一切の法的責任を負わないものとする。

- 6 研究所が賠償責任を負う場合には、その範囲は直接及び通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、特別損害及び間接損害は含まないものとする。

(弁償義務)

**第12条** 利用者の故意又は第7条の遵守事項に違反する行為によって、共用施設等の破損等の損害を研究所に与えた場合には、研究所は、その損害賠償を利用者及びその従業員に請求することができる。

- 2 利用者による共用施設等の利用行為に起因して又は関連して第三者が損害を受けたとして、第三者から研究所に請求がなされた場合には、利用者は当該請求により研究所に発生した費用及び損害を負担するものとする。

- 3 前項の規定は、前条第5項の利用者の利用行為、利用により創出した成果又は当該成果を用いた利用者の製造販売等の行為が、第三者の権利を侵害するとして第三者から研究所に請求がなされた場合に準用されるものとする。

(製造物責任等)

**第13条** 研究所及び利用者は、共用施設等を利用した製造については、専ら利用者が製造者としての責任を負うものであることを確認する。

2 研究所は、共用施設等の利用による製造物及びその製造方法について、製造物責任を含む一切の法的責任を負わないものとする。

3 前条第2項の規定は、共用施設等の利用による製造物について、第三者から研究所に製造物責任があるとして請求がなされた場合に準用されるものとする。

(国からの委託事業等に基づく成果の公開及び報告)

**第14条** 利用者が国からの委託事業等に基づく成果の公開を前提として第3条第2項の利用を受け入れた場合には、研究所及び利用者は、共用施設等の利用の終了後、成果を公開しなければならない。ただし、成果中に公表することにより業務に支障を来す部分が含まれているとして、利用者から当該部分を公表しないよう申入れがあり、かつ、公表しないことにつき相当の理由があると認められる場合には、当該部分の全部又は一部を公表しないことができるものとする。

2 利用者は、前項本文に規定する場合において、共用施設等を利用した年度の終了後1か月以内に、利用報告書を提出しなければならない。ただし、研究所が利用者からの申出により利用報告書を提出しないことについて相当の理由を認めたときは、提出を省略することができるものとする。

#### 附 則 (25規程第60号)

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

#### 附 則 (26規程第71号・一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。